

「平塚市行財政改革計画(2024-2027) 令和7年度改訂版」への取組の追加について

追加する取組の案 公金収納のデジタル化

事業コード	事業名	<改革テーマ>				取組名	設定年度	財政健全化効果額の算定
		行政サービスの向上	行政サービスの最適化	健全財政の維持	人・組織の活性化・最適化			
08-03	デジタル化の推進	●	●			デジタルツールの導入	R6	—
						公金収納のデジタル化	R7	—

取組名	公金収納のデジタル化			取組コード	08-03-02
目的	公金収納での地方税統一 QR コード(以下「eL-QR」と略す。)の活用により、納付者の利便性向上や事務の効率化を図る。				
概要	既に eL-QR を活用している地方税以外の公金についても、国からの要請や費用対効果等に関する検証も踏まえ、必要に応じ eL-QR の活用を進める。				
活動	国から重点的に要請がされている公金での eL-QR の活用				
推進担当課	会計課、関係課				
活動概要	国から重点的に eL-QR の活用を要請されている、①いずれの地方公共団体においても相当量の取扱いがある公金(介護保険料・後期高齢者医療保険料)及び②その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金(行政財産使用料・公園使用料・道路占用料・水路占用料)について、eL-QR の活用を進めていく。また、②の公金を管理するシステムのうち、②以外の公金の管理も行っている場合は、その公金についても eL-QR の活用を検討する。				
各年度の活動	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	該当公金での eL-QR の活用検討・準備・開始 (公金ごとのスケジュールにより推進)				
到達目標	国から重点的に要請されている公金収納に eL-QR を活用し、納付者の利便性向上や事務の効率化が図られている。				
指標	—				
指標の目標	—			基準値	—

●「デジタル化の推進」事業の取組の一つとして、「公金収納のデジタル化」を追加します。

●この取組は、納付者が市に公金をお支払いする場面(公金収納)において、デジタル化を進めることにより、納付者の利便性向上や事務の効率化を図るものです。

●R5.4月から地方税の収納において、全国的に活用されているデジタル化の仕組み(eL-QR の活用)を、国では、税以外の公金にも活用していく方針を示していることから、まずは、国から重点的に要請をされている次の公金について eL-QR の活用を進めてまいります。

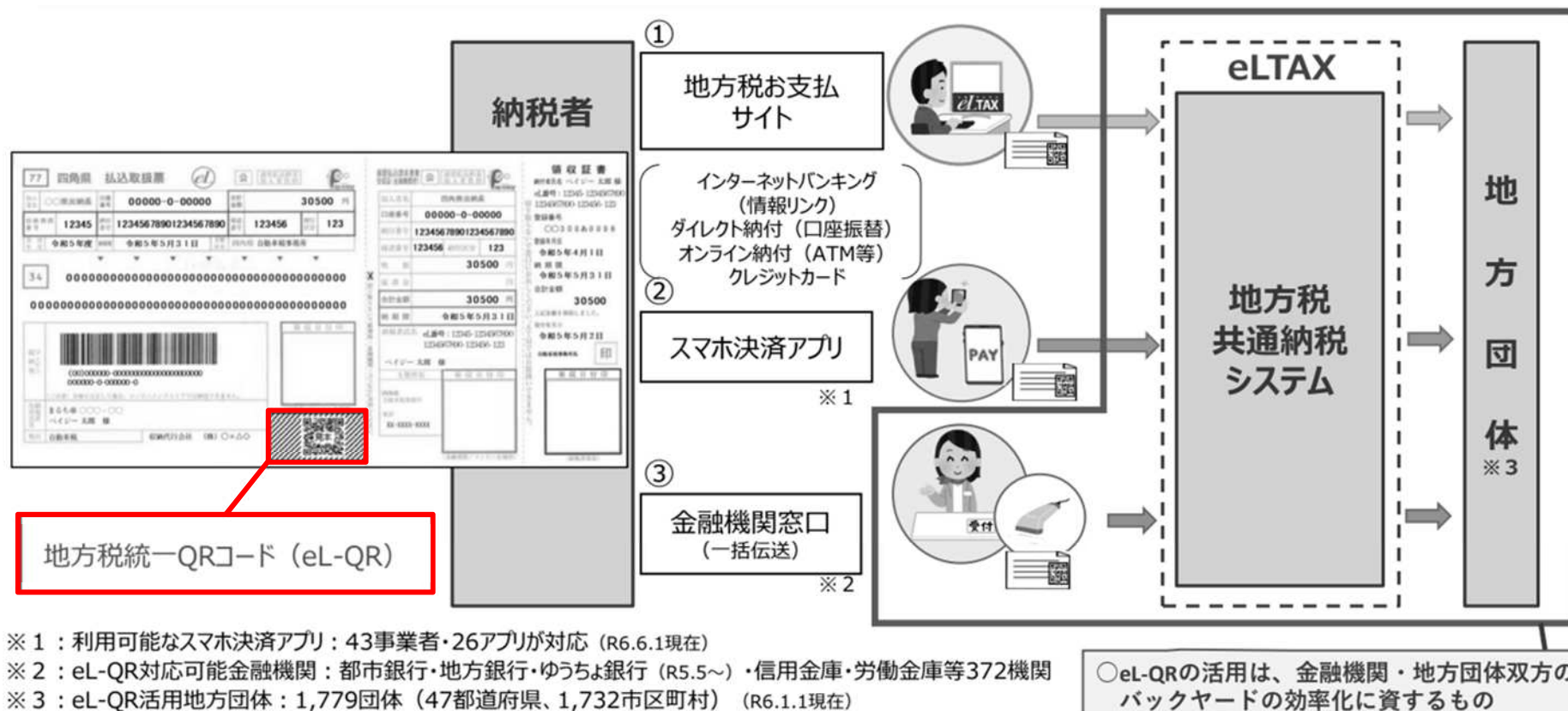
①いずれの地方公共団体においても相当量の取扱いがある公金
(介護保険料・後期高齢者医療保険料)

②その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金
(行政財産使用料・公園使用料・道路占用料・水路占用料)

eL-QR(地方税統一 QR コード)を活用した地方税の収納事務について (総務省資料より作成)

収納事務に eL-QR(地方税統一 QR コード)を活用することにより、

- ・納税者の利便性向上(全国どの地方公共団体でも同一の納付手段による納付が可能 等)
- ・地方公共団体の事務処理の効率化(事務処理に必要な情報が電子的に送付されることによる作業効率の向上等)を実現。



▶ 国では、この仕組みを地方税以外の公金にも活用していく考え。

従来

<納税者>

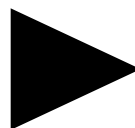
- ①地方団体によって利用可能な納付手段が異なり、納付先の地方団体ごとに対応を変えることが必要。
- ②合計税額をまとめて複数団体に納付できる税目が、法人二税等一部の税目に限られており、固定資産税や自動車税種別割のような賦課税目では対応できない。

<金融機関>

- ③指定金融機関契約等のある地方団体の納付書であるかどうかを窓口で確認したうえで、納付書の受付の可否を判断することが必要。
- ④窓口収納後、紙の領収済通知書を地方団体ごとに仕分けて送付するなどの事務が繁雑。

<地方公共団体>

- ⑤指定金融機関等から回付される紙の領収済通知書と口座への入金情報を突合・確認した上で、消込作業が必要。
- ⑥電子収納を実現するためには、各金融機関・決済事業者と個別に契約等を行うことが必要。



eL-QR 導入後

<納税者>

- ①全国どの地方団体の納付書であっても、eL-QR を用いて、同一の納付手段により納付することが可能。
- ②固定資産税等の賦課税目についても、eLTAX に新設した「地方税お支払サイト」からワンストップで複数団体・複数税目のまとめ納付が可能。

<金融機関>

- ③全国どの地方団体の納付書であっても、窓口で受け付けることが可能。
- ④eL-QR を用いて納付・入金情報が eLTAX 経由で地方団体に電子的に送付されるため、紙の領収済通知書の仕分け・送付作業が不要。

<地方公共団体>

- ⑤納付情報・入金情報が eLTAX 経由で電子的に送付されるため、消込作業の効率が向上。
- ⑥個別に金融機関・決済事業者と契約等を行うことなく電子収納可能